

大日本帝國通商

陳述スル要領ニシテハ... (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

外管第四〇號

昭和二十年四月二十七日

外事局長 加納 百里

大藏省外資局長 久保文藏 殿

支那(香港、海南島ヲ含ム)ヨリノ引揚本邦人ノ持歸金規制方針(改正)實施要領細目ニ關スル件
今般本邦人ノ支那ヨリノ引揚ニ依ル持歸金ノ規制ニ關シ昭和二十年四月十九日附藏外管第四三三〇號ヲ以テ改訂方針御通牒相成候處在ニ關スル細目別紙ノ通り本行各支店へ通知致度候間此段御承認相成度候也

昭和二十年五月五日 (藏外管第四三三〇號)
左承認
局長

3

外管第四三號

昭和二十年五月一日

外事局長

支店長 殿

支那（香港・海南島ヲ含ム）ヨリノ引揚 本邦人ノ持
歸金規制方針實施要領細目ニ關スル件

昭和二十年四月二十七日附外管第四二號ヲ以テ御通知申上候「支那ヨリノ引
揚本邦人ノ持歸金規制要領」實施細目ニ付大藏省ト別紙ノ通り打合セ候間本
實施細目ニ依リ本月十日ヨリ御處理相成度候也

出スルヲ要スルコト

(2) 各在外店舗分報告書カ本報告書提出期限迄ニ揃ハサルトキハ報告可能分ノミ期限内ニ報告シ報告遅延見込分ニ付テハ豫メ大藏大臣ノ許可ヲ得置クコト尙本報告書ノ提出ハ各期間又ハ事業年度經過後二箇月内ニ最寄日本銀行本支店ニ到達スルヲ要スルコト

(3) 海外ニ於ケル通信ノ檢閲輸送ノ杜絶又ハ不圓滑ニ依リ海外店ヨリノ報告書ノ延着等ニ依リ已ムヲ得ス法定期間内ニ本報告書ヲ提出スルヲ得ス施行規則第百三條ノ規定ニ該當スルトキハ海外店ヨリノ報告書到達後遲滞無ク本報告書ヲ提出シ遅延シタル理由ヲ具申スルコト

※七報告書第三十七號（第三十一條）在外事業營業豫算報告書（丁）

支那（香港、海南島ヲ含ム）ヨリノ報告書
本邦人ノ持歸金規制方針實施要領細目

第一項ニ關スル事項

(1) 本實施要領ノ適用ハ個人ノ引揚ノ場合ニ限り 法人ノ場合ハ資金回收ノ

問題トシテ處理スルコト

(2) 別途「現地許可ニ依ル送金」アル場合ハ持歸金（現地許可ニ依ル送金額ヲ含マス）ニ付キ本要領ニ依リ算出セラレタ圓貨拂ヨリ「現地許可ニ依ル送金額」ヲ差引キ外貨表示内地特別預金トナスコト
申請書ニ依リ他ノ持歸金ノ有無不明瞭ナル場合ハ五千圓ノ現地許可持歸金アルモノト看做シ算定スルコト

本實施要領ニ於テ

- (イ) 圓貨拂トハ圓貨現金拂ノコトヲ謂フ
- (ロ) 圓貨預金トハ邦貨表示内地特別預金ノコトヲ謂フ
- (ハ) 圓貨額トハ圓貨拂及圓貨預金ノコトヲ謂フ

第二項ニ關スル事項

(1) 第一號（俸給所得者ノ退職金）ニ關スル事項

(付) 省略

(出) 左記申請書ハ從來通り貿易外送金ニヨリ進達スヘキコト

(イ) 映畫フィルム(プリント済)ノ輸入ニシスルモノ

(ロ) 傭船料ノ支拂ノミヲ目的トスルモノ

(ハ) 諸掛ノミノ支拂ヲ目的トスル許可申請ニシテ其ノ内容數量ノ商品ヨリ成リ區別ニ分割申請スルコト困難ナルモノ

(自) 輸入貨物代金ヲ目的トスル許可申請ハ從來同様申請ノ目的又ハ事由欄ニ左記輸入貨物ニシスル明細ヲ附記スルコト

一 商品名(税率法別表輸入税表ノ番號附記)

二 數量

三 單價(契約 C・I・Fニ非サルモノハ C・I・F 價額ヲ附記スルコト)

四 價額(同前)

第一號ニ依ル退職金ノ處理ヲ爲スハ差當リカニ會社ノ職員退職金ノ額ルモノトス

中國官廳職員

北支開發株式會社及其ノ仔會社

中支振興株式會社及其ノ仔會社

三井物産株式會社

三菱商事株式會社

其ノ他本邦主要商社ニシテ本取扱ニ關シ信用シ得ル證明ヲ附シ得ルモノ

其ノ他ハ凡テ第二號ニ依リ一般持歸金全同様ニ處理スルコト

(四) 「同一地位程度ノ者ノ本邦内勤務ニ對スル本邦經理統制令ノ運用ニ依ル退職當支給額程度」ノ算出方法ハ左ニ依ルコト(經理統制令ノ改正アリタル場合モ別途當局ヨリ通牒アル迄ハ本算出方法ニ依リテ算定スルコト)

(用) 退職者カ役員ナリシ場合
同一地位程度ノ本邦内勤務者ノ最近一箇年間ノ俸給給與ノ總額ニ勤

第三十九中華民國法幣表示ノ爲替取引抑制ノ件
藏爲總第八三〇五號

昭和十四年六月十七日

大藏省爲替局

主要外國爲替銀行 宛

貴行國內店舖ニ於テハ爾今中華民國法幣表示ノ爲替取引ハ之ヲ爲ササル
コトト致度右及通牒候也

以下略

務年限ノ二分ノ一ヲ乘シタルモノトス

☐退職者カ役員ニ非サル場合

同一地位程度ノ本邦内勤務者ノ最近一ケ年ノ本俸ハ此ノ場合手當ヲ
含マス一ヲ基準トシテ左ニ依リ算出シタルモノトス

就職年限一年ヨリ五年迄ノ期間ニ付テハ 一ケ年ニ付一ケ月

五年ヲ超エ十五年迄ノ期間ニ付テハ 一ケ年ニ付五ケ月

十五年ヲ超エ二十年迄ノ期間ニ付テハ 一ケ年ニ付八ケ月

二十五年ヲ超ユル期間ニ付テハ 一ケ年ニ付一三ケ月

「同一地位程度ノ本邦内勤務者ノ俸給給與」ノ推定ニ付テハ引揚者

ノ在支直前ノ本邦勤務俸給給與ト引揚直後ノ本邦勤務俸給給與トノ

平均額ヲシ、前者又ハ後者ノミ判明ノ場合ハ前者又ハ後者ヲ基準ト

シテ定メ、前者及後者トモニ判明セサルトキハ學歷、年齢、其他經

歴ニ依リ決定スルコト

尙右ニ依リ處理スルコトカ不適當ト認メラルル場合ハ申請書ニ意見

ヲ付シ本店ニ送付スルコト

二四

今般之等國券ノ賣出ヲ圖得テハト共ニ稅關ニ於ケル事務ノ簡捷
 行ノ額千圓以下ノ明却證ニカ許可專務ノ處ヲ官貴以下ノ付又之キモノ候處
 關シテ變ニ證之カ許可專務ノ處ヲ官貴以下ノ付又之キモノ候處
 支那事變國債ノ支那事變府券及報國債ノ支那事變府券ノ携帶輸入
 支那事變國債ノ支那事變府券及報國債ノ支那事變府券ノ携帶輸入
 支那事變國債ノ支那事變府券及報國債ノ支那事變府券ノ携帶輸入
 支那事變國債ノ支那事變府券及報國債ノ支那事變府券ノ携帶輸入

稅關長宛

局長 爲 答 局 長

昭和十六年十月三日

第八十六號 支那事變國債ノ携帶輸入申請手續等簡便化ニ件ヲ事發取方ニ關スル件
 支那事變國債ノ支那事變府券及報國債ノ支那事變府券ノ携帶輸入申請手續等簡便化ニ件ヲ事發取方ニ關スル件

「(一) 稅金額ヲ考慮ス時」トハ稅金相當額ヲ算出シテダレタル國貨拂ヨリ
 差引キ外貨表示内地特別預金ニ加算スルコト

稅金額ノ算出方法ハ左ニ依ルコト(稅率等ノ改正アル場合モ別途當局
 ヨリ通牒アル迄ハ本算出方法ニ依リテ算定スルコト)

- 三千圓ヲ控除シ殘額ニ付キ左ノ累進率ニ依リ算出ス
- 五千圓ヲ超エ二萬圓迄ハ 一〇〇分ノ一八
- 二萬圓ヲ超エ十萬圓迄ハ 一〇〇分ノ二八
- 十萬圓ヲ超エ五十萬圓迄ハ 一〇〇分ノ四三
- 五十萬圓ヲ超ユルモノハ 一〇〇分ノ六三

「(二) 退職金中邦貨表示内地特別預金トナスヘキ」本邦ニ於ケル國債支給分
 ノ算出方法ハ左ニ依ルコト

甲 退職者カ役員ナリシ場合
 退職金中國貨額(稅金相等額ヲ控除セルモノ)トナレルヘキモノ五
 〇%

乙 退職者カ役員ニ非ル場合

(一) 其ノ他申請書式第十九號ノ注
 場合ヨリ提出スルニ限リ提出スル
 注 (一) 本ノ許可申請書ハ不
 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 其ノ他ノ事項ハハルカニ
 由
 六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 二十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 三十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 四十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 五十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 六十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 七十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 八十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十一 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十二 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十三 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十四 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十五 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十六 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十七 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十八 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 九十九 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ
 百 外貨株式外貨等ノ提出物ヲ

退職金中圓貨額(税金相等額ヲ控除セルモノ)トナルヘキモノ
 %

(一) 本邦ニ於ケル國債支給分「相等額ハ邦貨表示内地特別預金トシテ」(希
 望ニヨリ國債貯金ヲ認ム)トアルモ此ノ取扱ハ申請ヨリ特別ノ希
 望アリタル場合ニ限り例外的措置ニ止ルコト

(2) 第二號(退職金以外ノ持歸金)ニ關スル事項

(1) 在支期間二ケ年未滿ノ者、職人、無職者、下級社員、女中、藝妓、慰
 安婦、下級事務員ノ持歸金ニ付テハ本實施要領(第二號)ニ依リ算出
 セラレタル圓貨額及圓貨預金ヲ夫々半減シ(即チ一般ノ引揚者ノ場合
 ノ圓貨額ノ半額トスルコト)、其ノ減少額ヲ外貨表示内地特別措置預
 金ニ加算スルコト

此ノ場合雇主等ノ資金ヲ携帶スル惧アルヲ以テ充分注意スルコト
 (2) 「俸給所得者ノ現地義務預金ニ付特別ノ考慮」ヲ爲スハ極ク例外的ノ
 場合ニ限り之ヲ行フモノトシ原則トシテ特別ノ考慮ヲ爲ス要ナシ、特ニ
 ニ考慮ヲ爲ス場合ハ申請書ニ意見ヲ付シ本店ニ送付スルコト

第三十七 本邦銀行券輸入制限ニ關スル件

勅令第八七〇四號

昭和十四年六月二十六日

大藏省為答局

本邦銀行
外國銀行宛

今般本邦銀行券ノ輸入制限ノ實施ニ伴ヒ之カ取締ノ趣旨徹底ヲ期スル爲
實行ニ於テモ今後「國內店舗ニ於ケル」滿洲國幣中國聯合準備銀行券蒙
匯銀行券、軍用手票、臺灣銀行券又ハ朝鮮銀行券ト日本銀行兌換券又ハ
本邦補助通貨トノ兩替ハ之ヲ抑制相成極致度
追而自行券ノ兩替又ハ特約ニ基キ他行券ノ兩替事務ヲ行ヒ居レル等右
抑制ヲ爲スニ關シ困難ナル事情アル場合ハ速ニ當局ニ申出相成度
此段及通牒候也

(4) 數回ニ亙リ引揚金ヲ取寄スル場合ハ前回迄ノ許可額ト合算ノ上算定
分割取寄ノ方法ニ依ル不當利益ヲ受クルコトナキ様措置スルコト

(5) 第三號(退職者カ退職金以外ノ持歸金ヲ有スル場合)ニ關スル事項
(4) 設例
退職金三十萬圓、其他ノ持歸金七十萬圓、退職者ト同一地位程度ノ内
地勤務者ノ退職手當支給額十萬圓ナル場合ノ取扱

種別	圓貨拂	邦貨表示内地特別預金	外貨表示内地特別預金
退職金	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
(4)ノ項		(七萬四千八百四十四圓)	(五〇%)
其ノ他	三、五〇〇、〇〇〇		六、六五〇、〇〇〇
(4)ノ項			
計	七、二〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇

※ 90,500 - 55,500 = 35,000
(百萬圓ノ圓貨額) (三萬圓ノ圓貨額)

何外貨証券ニ關シ日本通食ヲ交付スル引換所ハ日本銀行平込及支店ノ
外左ノ代理店及派出引換所トス

横濱代理店 長崎代理店 福岡市内代理店 臺北代理店 釜山代
理店 高雄代理店 澎湖代理店 京城代理店 鎮海代理店 パラ
オ代理店 神戸港派出引換所 門司港派出引換所 長崎港派出引
換所 雁ノ巣飛行場派出引換所

本編各表算價格ニ付テハ可及的公表セサル様取扱ニ注意相成度

○役員ニ非サル場合

種別	圓貨拂	邦貨表示内地 特別預金	外貨表示内地 特別預金
退職金	五三三八八	二二四五二	二二〇〇〇〇
(内ノ項)		(七萬四千八百四十圓 三〇%)	
其ノ他	三五〇〇〇		
(内ノ項)			
計	八七二八八	二四五二	八九〇一六〇

(内)右ニ例示サレタル如ク實施要領第二項第三號(内)ニ依リ算出セラレタル
圓貨額ハ總テ圓貨拂トスルコト

(參考)

退職金ノ算出順序ハ税金相當額・國債支給分・圓貨拂ノ順ニ依ルヲ
便トス

三、第四項番三號ニ關スル事項

外貨表示内地特別預金ノ拂出等ハ原則トシテ不承認トシ、「特殊ノ場合ノ
生計費」等特ニ承認ノ必要アリト認メタル場合ハ意見ヲ付シ申請書ヲ本店
ニ送付スルコト

要キモノノ適ナキハ其ノ適用ヲ其ノ從ツテ在リ本店內支店ハ支店ノ爲ニ許可ヲ受ケルハ保
 證ニ付テハ其ノ在外支店ハ其ノ在外支店カ其ノ責任ノ範圍内ニ於テ爲ス擔保ヲ提供又ハ保
 第四十九條ノ記

ルコトトモニ付御了知テ了リ度右及通牒候也
 和十六年七月七日附爲ノ外第一九六號ノ趣旨ヲモ榊野ノ左ノ通牒照
 行爲ノ關シ七ノ許可申請ノ要ルモ解セテ本店內支店ハ在外支店ノ三條ノ引又
 行爲ノ關シ九ノ居テ申請ノ規ヲ以テ應リ商社ノ在内外支店ニ於テモ適用
 限セテ九ノ居テ申請ノ規ヲ以テ應リ商社ノ在内外支店ニ於テモ適用
 外國爲管理法施行規則第四十九條ノ趣旨ヲモ榊野ノ左ノ通牒照
 外國爲管理法施行規則第四十九條ノ趣旨ヲモ榊野ノ左ノ通牒照
 外國爲管理法施行規則第四十九條ノ趣旨ヲモ榊野ノ左ノ通牒照

日 本 銀 行 外 事 局 御 中
 昭 和 十 七 年 八 月 四 日
 釧 路 第 十 五 六 九 號

大 藏 省 爲 審 局

四 第五項ニ關スル事項

邦貨表示内地特別預金ノ拂出等承認申請ノ處理ハ原則トシテ特別措置ヲ辨
 シタル預金拂出等承認申請處理要綱（昭和一九二〇年外幣法第三二八八
 號）ニ準シ取扱フヘキモ、其ノ處理ハ從來ノ内地特別措置預金ノ拂出等承
 認ニ比シ多少寛大ニ取扱ヒ特ニ出資又ハ借入金ノ拂濟等ノ爲ノ拂出ニ就キ
 テハ處理要綱ニテ不承認ノ場合モ事情ニ依リテハ承認ノ取扱ヲナシ得ルコ
 ト

五 第六項ニ關スル事項

從來ノ處理方針ニ基ク内地特別措置預金ノ拂出等ノ承認ニ付テハ改訂ノ新
 方針トノ調整ヲ期シ現金拂ノ勘カリシモノ、（特ニ退職等）ニ付テハ新
 方法ニ於テ圓貨拂ヲ認メラルル程度ニテ拂出ノ承認ヲ寛大ニスルコトトシ
 他方新方針ニ依レハ外貨表示内地特別預金トナルヘカリシ部分ノ拂出等ニ
 付テハ特ニ嚴格ナル取扱ヲナスコト

六 許可條件ニ關スル事項

(1) 許可證ニ附スヘキ條件ノ文書。形式等ハ別紙ノ如クスルコト

(2) 許可額中邦貨表示内地特別預金ト爲スヘキ金額ニ付テハ昭和十九年三月
三月附藏外爲第四一九一號通牒ニ基ク措置ヲ爲スヘキ旨ヲ附スルコト
(3) 許可額中外貨表示内地特別預金ト爲スヘキ金額ニ付テハ昭和二十年四月
十九日附藏外管第四三三〇號通牒ニ基ク措置ヲ爲スヘキ旨ヲ附スルコト

以上

第四十三、旅費攜帶ノ包括申請ニ關スル件

外爲第二八號

昭和十五年四月十七日

外國爲替局庶務課

支店營業係
御 中

滿洲向以外ノ旅費攜帶許可申請ニ關シ一商社カ數名ヲシテ同一旅行ヲ爲
サシムル場合之ヲ取極メ申請スル向キ有之候處理ノ便宜上各旅行者毎
ニ個別ノ申請書ヲ提出セシムル様御取扱相成度此段及御依頼候也

藏爲總第五九四〇號

昭和十六年五月三十一日

大藏省爲替局長

稅關所在地

兩替商宛
(但シ下關ヲ含ム)

兩替商ノ提出スヘキ外國通貨ノ買入又ハ賣却及外貨旅行小切手ノ買入又ハ賣却ニ關スル許可申請書及報告書ニ付テハ從來日本銀行經由提出ヲ爲シ來リタニ處今般稅關(當分ノ関支署ヲ含マス)所在地ニ在ル兩替商ニ付業務上ノ便宜ヲ考慮シ所在地稅關經由提出スルロトニ致候條御了知相成度此段及通牒候也
追而外國通貨ノ賣買等ニ關スル報告書ハ今後正副二通ヲ作成稅關經由提出相成度

(別紙)

日銀昭貳拾銀第

號

一日銀札幌昭貳拾銀第

號

許可通知書

別紙申請ノ件(左記條件ニ依リ)本日許可相成タリ

右及通知候也

昭和 年 月 日

日本銀行外務局長 ○○○○印
日本銀行札幌支店長 ○○○○印

記

一本許可金額中國貨現金支拂額ハ 圖トス

一本許可金額中 圖ニ付テハ昭和十九年三月三日附載外爲第四一九一號

通牒ニ基ク措置ヲ爲スヘシ

一本許可金額中 圖相當額ニ付テハ昭和二十年四月十九日附載外爲第四

三三〇號通牒ニ基ク措置ヲ爲スヘシ

一本許可證ハ前項各項ノ措置ヲ爲スニ非サレハ效力ヲ有セス

テ豫定難キ場合
一 外國為寄買入、外國送金又ハ委託支拂ノ形態カ何レニ依
ル事同規別ノ施行ニ依リ其ノ書式ヲ管理施行規則ニ基キ
テ同規別ノ施行ニ依リ其ノ書式ヲ為シテサレトシテ御了知相成
ル事同規別ノ施行ニ依リ其ノ書式ヲ為シテサレトシテ御了知相成
ル事同規別ノ施行ニ依リ其ノ書式ヲ為シテサレトシテ御了知相成
ル事同規別ノ施行ニ依リ其ノ書式ヲ為シテサレトシテ御了知相成
ル事同規別ノ施行ニ依リ其ノ書式ヲ為シテサレトシテ御了知相成

昭和十六年四月二十二日
大藏省為長
武原口
夫

柳田誠二郎
日本銀行外國部長

昭和十六年四月二十二日
大藏省為長
武原口
夫
第九十八号許可申請書併合書式ニ關スル件

帝國政府

備考	債權者	債務者	金額
(イ)	瑞典「エーモ」市 「オメガ」社	盤谷「シー・フーアツ ト」氏	七九九九 法
(ロ)	「シバ」化學品 工場	「ディーテルム」 商會	四二七七六 錄

昭和二十年四月二十七日附東郷外務大臣宛瑞西公使書翰要領
送金ニ關スル件
四月十一日附閣下宛書翰ニ關聯シ左記瑞西封鎖資金モ亦日瑞清算協
定ヲ利用シ送金方帝國政府ノ許可ヲ得度
記

第一回台用外
金額不明
送金ノ形
帝尾分、
仍々金盤
上掲場ノ
形志

